

【NSS】利用契約手続とシステム設定の申込チェック・必須案内早見表

●:必須 △:条件付き必須

| 申込内容 | 利用契約手続・契約内容の変更手続 | | | | | | | | | | システム設定の申込 | | 備考 | |
|------------------------|------------------|--------|----|-----|----|----|-----|-------|-----|-----|-----------|--------|--|--|
| | 新規 | 利用者コード | 識別 | 事業所 | 企業 | 回線 | 請求先 | 管理責任者 | 契約者 | 通関士 | 書類登録 | 欧文名称登録 | | |
| 新規契約申込、新規事業所追加に係る契約申込 | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規・事業所追加 | ● | | | | | | | | | | ● | ● | <ul style="list-style-type: none"> ログインID、パスワードは、申込の審査終了後にオンライン(新着情報から「ID通知内容」を表示)で通知されます。(パスワードは、利用開始日の2営業日後までしか通知されないのご注意ください) 汎用申請業務のみ書類登録は不要です。 シングルサインオン選択の場合は下記「利用業種の追加」の書類登録に準じます。 | |
| 事業所・本社契約内容の変更申込 | | | | | | | | | | | | | | |
| 住所変更 | | | | ● | △ | △ | △ | △ | | | - | ● | <ul style="list-style-type: none"> 事業所が本社の場合、本社情報も併せて変更が必要です。 専用回線を保有している事業所の場合、回線の登録情報(設定場所)も変更が必要です。 保税蔵置場移転の場合は、多くの場合で利用者コード変更が併せて必要です。 請求先住所・管理責任者TEL/FAX・緊急連絡先についても変更要否を併せてご確認ください。 欧文名称登録により事業所配下全ての利用者コードで欧文住所変更が必要です。 | |
| 事業所名変更 | | | | ● | | | | | | | | | △ | <ul style="list-style-type: none"> 契約内容の変更により、NACCSに登録済みの欧文表記も変更する場合には欧文名称登録が必要です。 |
| 企業名変更 | | | | | ● | | | | | | | | ● | <ul style="list-style-type: none"> 契約内容の変更により、NACCSに登録済みの欧文表記も変更する場合には欧文名称登録が必要です。 企業の統廃合等により、地位の承継になる場合がありますので、不明な場合はご相談ください。 |
| 責任者変更 | | | | | | | | △ | △ | | | - | △ | <ul style="list-style-type: none"> 管理責任者は契約内容の変更、業務責任者はシステム設定申込(名称登録)、による変更申込がそれぞれ必要です。 管理責任者または業務責任者が契約者の場合、事業所の契約者も併せて変更が必要です。 |
| 利用業種・利用者コード等の変更申込 | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用業種追加 | | △ | ● | | | | | | | | | ● | △ | <ul style="list-style-type: none"> 既存の利用者IDに業種権限を追加(*)した場合は、左記に準じた申込手続となります。(※シングルサインオン登録による。「△」は不要となる) 業種により新たな利用者IDの払出しを行う場合は、下記の利用者コード追加に準じた申込手続となります。 |
| 利用者コード追加 | | ● | | | | | | | | | | ● | ● | <ul style="list-style-type: none"> ログインID、パスワードは、申込の審査終了後にオンライン(新着情報から「ID通知内容」を表示)で通知されます。(パスワードは、利用開始日の2営業日後までしか通知されないのご注意ください) |
| 識別番号追加 | | | ● | | | | | | | | | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 利用されるシステム方式により、NACCSの利用者設定業務(U業務)による宛先管理登録が必要になります。 |
| 利用者IDのシステム区分変更(共用化を含む) | | ● | ● | | | | | | | | | △ | | <ul style="list-style-type: none"> 通関業の場合は変更後となるシステム区分(海上/航空)の書類登録による通関業者コード登録が必要です。 保税業の場合は変更後となるシステム区分(海上/航空)の書類登録が必要です。 |
| 通関士ID追加に係る申込(新規・変更) | | | | | | | | | | | | | | |
| 通関士ID追加 | | | | | | | | | | ● | | △ | - | <ul style="list-style-type: none"> ログインID、パスワードは、申込の審査終了後にオンライン(新着情報から「ID通知内容」を表示)で通知されます。(パスワードは、利用開始日の2営業日後までしか通知されないのご注意ください) 利用開始日以降にUTB業務にて通関士証票番号の紐付け登録を行ってください。 なお、自社システム用識別の場合でUTB業務が利用できないお客様は、書類登録により通関士証票番号の登録申込を行ってください。 利用されるシステム方式により、NACCSの利用者設定業務(U業務)による宛先管理登録が必要になります。 |

※システム設定の申込とは・・・
NACCS利用にあたり、必要な情報をあらかじめシステムへ登録するためのものです。システム設定の申込には次の2種類の方法があります。

- ・「書類登録」: システム設定書類の登録・・・システム設定書類をNACCS掲示板からダウンロードし、必要事項を記入のうえ添付します。
- ・「名称登録」: 企業名(英)、営業所名(英)、責任者名(英)、営業所所在地(英)の登録・・・企業名(英)、営業所名(英)、責任者名(英)、営業所所在地(英)を画面から直接入力します。